

会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事発注基準

(平成20年1月29日決裁)

(平成20年5月14日決裁)

(平成21年7月27日決裁)

(平成24年3月29日決裁)

(平成25年3月29日決裁)

(平成26年7月24日決裁)

(平成27年3月31日決裁)

I 総則

会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「組合」という。）の工事に係る発注は、この基準によるものとする。

II 発注方式

工事の発注方式は、原則として次の表によるものとする。ただし、技術的に難度の高い工事、競争性に乏しい工事、多様な入札方式を考慮しなければならない工事又は特殊な工事等、その性質により、次の表による発注が困難な場合は、別途発注方式を検討する。また、工事の施工場所が会津若松市以外である時は、当該町村の発注基準等を準用することができる。

発注方式	対象工事
制限付一般競争入札 指名競争入札	予定価格が130万円を超えるもの
指名競争入札又は随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合には、随意契約）	上記以外の工事

制限付一般競争入札

制限付一般競争入札とは、入札を適正かつ合理的に行うため、当該入札に参加する者に必要な資格を定め、当該資格を有する者により入札を行わせるものである。

1 入札参加資格

入札に参加できる者は、入札時において次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

(1) 組合、構成市町村の入札参加資格者名簿に登載されていること。

(入札参加資格者名簿を作成していない町村にあつては、当該業者の公共工事

実績等により、建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者とみなすことができる。)

(2) 入札参加の対象者は、特別な場合を除き、地元業者(注1)とする。

また、管内業者又は準管内業者として入札参加資格者名簿への登載期間が平成15年1月1日以後、通算で2年に満たない準管内業者については、制限付一般競争入札への参加資格を付与しない。この他準管内業者の入札参加資格要件については、別途発注工種ごとに定め、公告に規定する。

ただし、組合建設工事に係る共同企業体取扱要綱に規定する特定建設工事共同企業体への工事の発注においては、この限りでない。

(3) 対象となる工種ごとに建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていること。この場合において、組入札参加資格登録が本店の場合は本店で、委任先を設けている場合は委任先の支店又は営業所で、対象となる工種ごとに建設業の許可を受けていること。

(4) 組合、構成市町村の入札参加停止措置を受けた場合においては、当該入札参加停止期間を経過していること。

(5) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事については、別紙入札参加資格要件一覧に掲げる要件を満たしていること。なお、入札参加資格要件一覧に掲載のない工種の工事については、発注の都度、要件を定める。

(6) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、工事の発注ごとに定める要件を満たしていること。

2 資格総合点数

入札参加資格者には、経営事項審査の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値を付し、当該点数により入札参加対象者を設定する。

3 入札の参加申込み

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、制限付一般競争入札参加申込書(第1号様式)を組合に提出しなければならない。

4 入札保証金

制限付一般競争入札に参加する者の入札保証金については、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則(平成20年会広整組規則第4号)第118条の規定により免除する。

5 参加資格の喪失

制限付一般競争入札に参加しようとする者で当該制限付一般競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者を制限付一般競争入札に参加させてはならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当するに至ったとき。

(2) 制限付一般競争入札参加申込書等の書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

6 設計図書等の閲覧

- (1) 対象工事の設計図書等は、財務規則第 115 条の規定による公告の日から入札参加申込締切日時まで閲覧することができる。
- (2) 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、前号の規定による閲覧期間中に、設計図書等の複写をすることができる。
- (3) 設計図書等について質問がある場合は、発注工事ごとに公告で定める質問期限までに、質問書（第 2 号様式）により管理者に質問をすることができる。
- (4) 管理者は、前号の質問に対し、質疑応答書（第 3 号様式）により回答するものとする。

7 価格内訳書の提出

制限付一般競争入札に参加する者は、対象工事の入札の際、価格内訳書（第 4 号様式）を提出しなければならない。

8 入札参加資格の審査

制限付一般競争入札の参加者に対し、入札後、入札参加資格の審査を行ない、落札者を決定するものとし、当該審査の方法については別途定める。

指名競争入札

指名競争入札とは、優秀にして確実なる者に工事を請け負わせるため、厳正かつ公平に入札者を選定し、入札を行わせるものである。

1 業者の選定要件

指名競争入札に参加するものを選考し、又は決定する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 組合、構成市町村の建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
(入札参加資格者名簿を作成していない町村にあっては、当該業者の公共工事実績等により、建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者とみなすことができる。)
- (2) 対象となる工種ごとに建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていること。この場合において、組合入札参加資格登録が本店の場合は本店で、委任先を設けている場合は委任先の支店又は営業所で、対象となる工種ごとに建設業の許可を受けていること。
- (3) 組合、構成市町村の入札参加停止措置を受けた場合においては、当該入札参加停止期間を経過していること。
- (4) 選定しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 業者を選定する場合、次の事項を考慮することとする。
 - ・入札参加資格者名簿登録後における不誠実行為の有無

- ・入札参加資格者名簿登録後における経営状況
- ・入札参加資格者名簿登録後における工事成績
- ・当該工事における地域的条件
- ・手持ち工事の状況
- ・当該工事施工についての技術的適性
- ・入札参加資格者名簿登録後における安全管理の状況
- ・入札参加資格者名簿登録後における労働福祉の状況

2 業者の選定数

業者の選定数は、次に掲げる表によるものとする。ただし、特別の理由がある場合は、選定業者数を増減することができる。

区 分	工事の予定価格	選定業者数
1	130 万円超 500 万円未満	5
2	500 万円以上 1,000 万円未満	6
3	1,000 万円以上 5,000 万円未満	8
4	5,000 万円以上	10

3 その他

その他の事項については、制限付一般競争入札の場合を準用する。

※ 用語の定義

(注1)

地元業者…入札参加資格登録において、構成市町村に所在する本社若しくは本店を登録する業者又は構成市町村内の支店若しくは営業所を登録する業者。前者を管内業者、後者を準管内業者という。また、入札参加資格要件において設定する業者の所在地区分に係る要件を地域要件という。

III その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、平成20年1月29日から施行し、同日以後に組合が発注する建設工事に適用する。

(会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事等発注基準の廃止)

2 会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事等発注基準(平成17年3月30日決裁)は、廃止する。

附 則

この基準は、平成20年5月14日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う工事等から適用する。

附 則

この基準は、平成21年7月27日から施行し、同日以後に組合が発注する建設工事に適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う建設工事に適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う工事等から適用する。

附 則

この基準は、平成26年8月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う工事等から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う工事等から適用する。